

浄化槽等を廃止する場合の 最終清掃の実施について

家屋の解体や下水道などへの接続に伴って、使用していた浄化槽や汲み取り便槽を廃止する際には、汲み取りして終了するのではなく、清掃および消毒の最終清掃が必要となります。

浄化槽内などに残存する汚水や汚泥を水路へ放流したり、そのまま投棄（埋戻）することにより、不法投棄の法律違反となり5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）に処せられます。

最終清掃は定期的な清掃と同様に、市が区域を指定した浄化槽清掃許可業者に依頼してください。

(参考)

「し尿・浄化槽の収集運搬および浄化槽の清掃の許可業者」(生活環境課 HP より)
<https://www.city.imabari.ehime.jp/seikan/sinyou-joukasou/>

また、浄化槽を廃止したときは、「廃止の届出」が必要です。



今治市役所 生活環境課